



平成 30 年 8 月 10 日

各 位

株式会社省電舎ホールディングス  
代表取締役社長 西島 修  
(コード 1711 東証 2 部)  
問い合わせ先：管理本部長 田中 圭  
(03-6821-0004)

内部統制報告書の評価結果不表明、内部統制監査報告書における意見不表明に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、平成 30 年 3 月期の内部統制報告書を関東財務局に提出いたしました。本報告書において、平成 30 年 3 月 31 日時点における当社の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できないと判断した旨を記載しております。また、これを受け、当社の会計監査人より、当社の平成 30 年 3 月 31 日現在の当社の財務報告に係る内部統制の評価結果は表明できない旨の内部統制監査報告書を受領しておりますので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 内部統制報告書の内容

当社では、外部からの指摘により、過去の決算について不適切な会計処理が行われた可能性があることを把握し、平成 30 年 2 月 28 日の取締役会で、社内調査委員会の設置を決議し、調査を行ってまいりました。その後、4 月 27 日に、当該委員会より、平成 26 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期において不適切な会計処理が行われた可能性が高い旨の報告を受けました。

そこで、当社ではより客観的・専門的な見地から徹底的に調査を継続する必要があると判断し、平成 30 年 5 月 2 日、外部の専門家のみで構成される第三者委員会の設置を決議いたしました。当該委員会の調査の結果、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期の 3 会計年度にわたり、合計 17 件の不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

平成 30 年 7 月 11 日に受領しました第三者委員会の調査報告書を踏まえ、当社ではこれらの不適切な会計処理が影響した過年度の決算について、訂正することといたしました。また、第三者委員会調査報告書において、「本件調査においても疑義が払拭できない案件が残っており、今後の当社による実態解明が期待されること、及びこれを通じて更に不適切と認定される案件が存在する可能性があることは付言しておく」と指摘されたことを受け、当社及び会計監査人では、追加の案件確認等を行い、新たに未計上の債務 2 件の案件につき、その処理の確定を行いました。



この結果、当社は本日、平成26年3月期から平成29年3月期における有価証券報告書の訂正、及び、平成27年3月期第1四半期以降、平成30年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

本件の原因につきましては、第三者委員会の調査報告書において、組織的コンプライアンス体制の不備、個人レベルのコンプライアンス意識及び知識の低さ、取引先との不適切な関係、内部監査体制が脆弱であること、監査役監査が実効的では無いこと、連結子会社の監理不足など、適切な会計処理に導くための業務フローが十分ではないこと等、を指摘されております。

これらの指摘に基づき、当社の全社統制、及び決算財務報告プロセスの再評価を行った結果、信頼性のある財務報告の作成を支えるために必要な能力を有する人材の確保及び配置、リスクを識別する作業において、各種の要因が財務諸表の作成に及ぼす影響について適切に考慮、判断できる体制、内部統制に関する外部からの情報を適切に利用し、経営者、取締役会及び監査役に伝達する仕組みの運用、連結財務諸表の作成における財務のチェック体制等につき不備があることを確認しました。

当社は、当該指摘を受け、内部統制の整備見直し、評価の見直しが必要と判断しましたが、第三者委員会の調査報告日が基準日である期末日後であったことや、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出その他社内調査等に優先的に注力せざるを得なかった等の理由により、評価の見直し作業等、重要な評価手続きを実施できませんでした。

従って、当社は、財務報告に関する内部統制の評価について、重要な評価手続きが出来なかったため、当事業年度末時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断致しました。

## 2. 監査を実施した公認会計士等の名称

松沢公認会計士事務所 公認会計士 松澤博昭  
向山公認会計士事務所 公認会計士 向山光浩

## 3. 内部統制監査報告書の受領日

平成30年8月10日

## 4. 内部統制監査報告書の内容

### <財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社省電舎ホールディングスの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細



表について監査を行った。

#### <連結財務諸表に対する経営者の責任>

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### <監査人の責任>

私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### <監査意見>

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングス及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <強調事項>

継続企業の前題に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、重要な営業損失284,827千円、経常損失292,495千円及び親会社株主に帰属する当期純損失582,181千円を計上しており、継続企業の前題に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前題に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記



に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は、平成30年6月13日開催の取締役会において、資金の借入300百万円について決議し、同日付で実行している。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

#### <内部統制監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社省電舎ホールディングスの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### <内部統制報告書に対する経営者の責任>

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### <監査人の責任>

私たちの責任は、私たちが、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

#### <意見不表明の根拠>

私たちは、内部統制報告書に記載のとおり、外部からの指摘により、会社における過年度決算にかかる不適切会計の可能性を認識して、平成30年2月から平成30年4月にかけて行われた社内調査委員会の調査の結果及び平成30年5月から平成30年7月にかけて行われた第三者調査委員会の調査の結果、取締役会及び監査役会の監督機能の不足や内部監査の不足、連結子会社の管理不足など会社グループの全社的な内部統制の有効性に疑義があることを示唆する指摘がなされた。特に連結子会社の株式会社エールケンフォーについては同社の代表者の親族のみから取締役会が構成されており会社によるグループ親会社としての統制が十分発揮されておらず、契約書類や決裁手続の不備をはじめとするコンプライアンス上の問題も看過できない状況にあり、内部統制が十分に整備されていないことが明らかになった。



会社は、当該指摘を受けて、内部統制の整備の見直し、評価の見直しが必要と判断したが、関連する第三者調査委員会の調査報告日が基準日である期末日後であったことや、過年度決算訂正に関する有価証券報告書等の訂正報告書の提出その他社内調査等に優先的に注力せざるを得なかった等の理由により、評価の見直し作業等重要な評価手続を実施できなかった。

そのため、私たちは、株式会社省電舎ホールディングスの平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

#### <意見不表明>

私たちは、「意見不表明の根拠」に記載した事項の内部統制報告書に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社省電舎ホールディングスの平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書に対して意見を表明しない。

#### <利害関係>

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正であります。

#### 6. 会社の今後の対応

当社は、財務報告に係る内部統制の整備、及び運用の重要性を認識しており、グループ全体の内部統制の向上を図って参ります。また、第三者委員会による再発防止のための提言を踏まえ、以下の内容について実効性のある再発防止策を決定し、運用して参ります。

##### (1) 役員、従業員の意識改革

全社員に対し、業務に関連する法律知識、経理・会計知識を高め、コンプライアンスに関する意識を大きく高めるため、外部講師招聘による研修等を実施する

##### (2) 中間管理層の再構築

役職兼務等をなくし、中間管理層、管理部門を内部統制上有効性の高い組織にする

##### (3) コンプライアンス体制の抜本的な見直し

① 経理体制の整備（人員不足対応及び決裁権限の分離）

② 役員・従業員間における連携強化（業務報告等レポート、コミュニケーションフローの確立）

③ 取締役会の牽制機能（取締役会等による監督機能の充実及び、社外取締役による監



督機能の充実)

- ④ 独立した内部監査機能の強化
  - ⑤ 社内規定及びその運用の見直し
  - ⑥ 契約書類の改善
  - ⑦ 外部窓口を活用した内部通報制度の利用促進
- (4) 取引先対応の改善  
不適切な関係構築を防ぐための監督機能強化
- (5) 実行予算の策定・管理の改善  
工事進行基準適用範囲の決定に係る内部統制の不備改善
- (6) 適正な子会社・孫会社管理

上記、再発防止策のうち、(3) ③につきましては、今期より監査等委員会設置会社へ移行し、専門性の高い社外取締役（監査等委員）による牽制機能が働くよう、対応策を実施しております。

以 上